

【 オークション規約 追加・変更箇所 】

第2章 会員登録

第1条 会員資格

オークションへの参加資格は、適正請求書発行事業者登録番号を有し、下記のいずれかの条件を有するもので、且つ、当社が参加を認めたものであることとする。

第3章 会員の権利義務

第2条 会員の義務

1. 会員は、本規約ならびに付隨する諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員はオークションの参加に際して、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為ならびに秩序を乱す行為をしてはならない。
3. 会員は、社名、所在地、代表者、代表者住所、電話番号、取引銀行、適正請求書発行事業者登録番号等が変更となった場合、速やかに所定の変更届を当社へ提出しなければならない。

第3条 会員権利の制限

3. 会員の適正請求書発行事業者登録番号が当社へ未報告の場合、全ての取引を制限する事ができる。

【 オークション規約 別表 追加・変更箇所 】

別表 II 重大クレーム事項の受付期間と裁定

- 6 CARFAX、AUTOCHECK により判明した並行輸入車のメーター改ざん
評価点付、R 点、低価格車、商談、10年・10万km 超 … 開催日含む 1 か月又は30日
[クレーム裁定欄]
キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費(陸送費のみ)

別表 IV ペナルティ裁定基準

- ① 落札店都合によりキャンセル
　　オークション当日（当該車両のセリ終了後2時間、または全セリ終了後1時間以内に申し出があった場合に限る。）
　　ペナルティ5万円十成約料十落札料とする。
　　但し、ペナルティ金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合は10万円とし、落札金額1000万円以上の場合は15万円とする。